

新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者となった
児童生徒・教職員への対応等について

1 出席の取扱い

(1) 児童生徒（本人）が陽性者（みなし陽性者含む）となった場合

①取扱い

出席停止

②出席停止の期間

<有症状者>発症日から療養終了日まで

※発症日は発熱・咳・鼻閉・鼻汁・咽頭痛・頭痛・倦怠感などが出現した日とします。

<無症状者>検査日（陽性が判明した日）から療養終了日まで

③療養期間

<有症状者>発症日から7日経過し、かつ、症状が軽快した後24時間経過した時点

ただし、10日間が経過するまでは感染リスクが残存するため感染対策を徹底する。

<無症状者>検査日から7日間経過した翌日

5日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査を実施して陰性が確認された場合は、6日目の解除を可能とする。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認等の感染対策を徹底する。

<陽性者の療養期間>

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目
有 症 状 者	発 症 日	発症日から7日経過かつ症状軽快後24時間経過							療 養 解 除	10日間が経過するまでは感染対策を徹底	
無 症 状 者	検 査 日	検査日から7日経過							療 養 解 除		
		5日目に検査で陰性を確認できた場合				陰性 確認	療 養 解 除	7日間が経過するまでは感染対策を徹底			

※保健所から療養終了の連絡はありません。各家庭において療養が終了する日を判断します。なお、療養解除に伴うPCR検査等による陰性確認は行いません。

(2) 児童生徒（本人）が濃厚接触者に特定された場合

①取扱い

出席停止

②出席停止の期間

最終接触日から療養終了日まで

③療養期間

陽性者との最終接触日から5日間

ただし、無症状で2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査を実施して陰性を確認した場合は、3日目から解除可能となります。

なお、いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康観察と感染対策を継続する。

<濃厚接触者の待機期間>

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
濃厚 接 触 者	最 終 接 触 日	陽性者との最終接触日から 5日間経過した時点で、待機終了					待 機 解 除
(濃厚 短縮) 待機 期 間 者	最 終 接 触 日		陰 性 確 認	陰 性 確 認	待 機 解 除	7日目までは 健康観察と 感染対策を継続	

※教職員が抗原定性検査キットを用いた検査を実施する場合は、所属長による陰性確認が必要です。児童生徒が実施する場合は、保護者に陰性確認を行ってもらいます。

※

- ①〇〇小学校の5年生Aがコロナ陽性となり、療養期間終了後、学校に登校
②その後、Aの弟で3年生のBがコロナ陽性者となった。

上記のケースをはじめ、現在、家庭内感染における濃厚接触者の特定については、様々なパターンが考えられます。その際は、保護者に対し、保健所に確認のうえ、学校へ連絡するよう伝えてください。

【濃厚接触者特定の目安】



(3) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者である同居家族に風邪症状等がない場合は登校可能

(4) 児童生徒及び同居家族に風邪症状が見られる場合

① 取扱い

出席停止

② 出席停止の期間

症状が出た日から症状がなくなった日（医療機関を受診した場合は医師の指示に従う）

(5) 医療的ケアが必要および基礎疾患がある場合

個別に判断します。

保護者に主治医への相談を依頼し、その結果を踏まえた保護者との協議により、登校しないと判断した場合は、「欠席扱いとはしない」こととします。

(6) 感染リスク等で登校に不安がある場合

原則として欠席とします。

ただし、同居家族に基礎疾患がある等の理由により、保護者から相談があった場合には、学校で講じている感染症対策について十分に説明し理解を得るとともに、同居家族の主治医の助言等も踏まえ、「欠席とはしない」ことを判断することも考えられます。

2 教職員の取扱いについて

教職員についても1(1)～(4)の児童生徒と同じ扱いとなりますが、服務については、下の通知により対応してください。

県費負担教職員：2021年（令和3年）6月1日付明教委学第516号

市費負担教職員：2021年（令和3年）1月14日付明教委総号外

3 学級閉鎖等の判断基準について

学級閉鎖等については、以下の基準に基づき、市教育委員会が判断します。

(1) 学級閉鎖

同一の学級において、家庭内での感染を除く、学校内の活動による感染の疑いで複数の児童生徒等の感染が判明した場合、その他、教育委員会が必要と判断した場合は学級閉鎖を実施します。

学級閉鎖の期間は、目安として陽性者の最終登校日から5日間程度とします。

※「複数」としている趣旨について

○人数だけに着目せず、学級内における感染拡大を防止する観点をもちます。

○従って、同一学級で2名の陽性者が確認されたことのみをもって学級閉鎖は行いません。

○例えば、学校内の活動による感染の疑いで2名以上の陽性者が確認され、かつ、風邪症状による欠席者が複数名いるなど、学級内に感染が広がるおそれがある場合に学級閉鎖を実施するなど、総合的に判断します。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっているおそれがある場合、学年閉鎖を実施します。

(3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっているおそれがある場合、学校全体の臨時休業を実施します。

4 部活動の活動停止について

上記5（1）学級閉鎖の基準を準用し、学校長が停止を判断します。

部活動の活動停止を判断した場合、市教育委員会への報告をお願いします。

5 陽性者の報告について

令和4年9月12日（月）から、別添の様式に変更します。

(1) 陽性者連絡票

陽性者が判明した際の調査用として使用してください。 ※提出不要

(2) 陽性者一覧

① 児童生徒・保護者から聞き取った調査内容を一覧に反映させてください。

② 陽性者が判明した場合、当日の16：30までを目途に学校教育課保健体育係へメールでご提出ください。

③ ただし、3（1）の基準により学級閉鎖が考えられる場合は、確認次第、一覧をメールにて提出のうえ、保健体育係へTELにてご一報ください。

学級の出席状況等を聞き取りします。

④ なお、報告様式受領後、市教育委員会でチェックを行いますが、濃厚接触者の特定がない場合、当方からの連絡は行いません。